

各務原市 地区別景観計画 風景形成基準ガイドライン

重点風景地区 14 都心ルネサンス地区

重点風景地区とは各務原市都市景観条例に規定する「風景区域の中で特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区」のことです。重点風景地区に指定された地区には、それぞれ独自の景観計画が定められています。重点風景地区内で建築物の建築などを行う場合は、景観計画に定められた風景形成基準を順守し、事前に市へ届出が必要になります。



歴史と現状

都心ルネサンス地区には1924年(大正13年)に開校した岐阜高等農林学校(後の岐阜大学)がありましたが、1982年(昭和57年)に、岐阜大学の統合により岐阜市へ移転しました。この跡地に市民公園、各務原西高等学校、桜丘中学校、中部学院大学などのほか、学びの森も整備され、水と緑にあふれる快適な公共公益施設が集まっています。(都心ルネサンスとは市中心部の岐阜大学の跡地を活用した再生計画です。)

新境川は、境川の浸水被害が絶えなかったため、放水路として1930年(昭和5年)に完成したもので、その堤防には「百十郎桜」と呼ばれる桜並木が続き、さくら名所百選にも選ばれています。

都心ルネサンス地区では、学びの森以外に市民公園、那加福祉センター、新境川の桜堤、中部学院大学など、既存施設も緑豊かで良好な景観を形成しています。また、名鉄各務原線以北のケヤキ通りも景観、環境に配慮した道路 整備が進められています。

風景づくりのテーマ

公園都市としてふさわしい緑のまちづくり

良好な景観の形成に関する方針

都心ルネサンス地区には緑豊かな公共公益施設が多く集積し、各務原市にとって「まちの顔」の一つとなる地区です。このような地区は、特に景観上の配慮が必要であり、良好な景観の形成に関する方針を下記のとおり定めます。

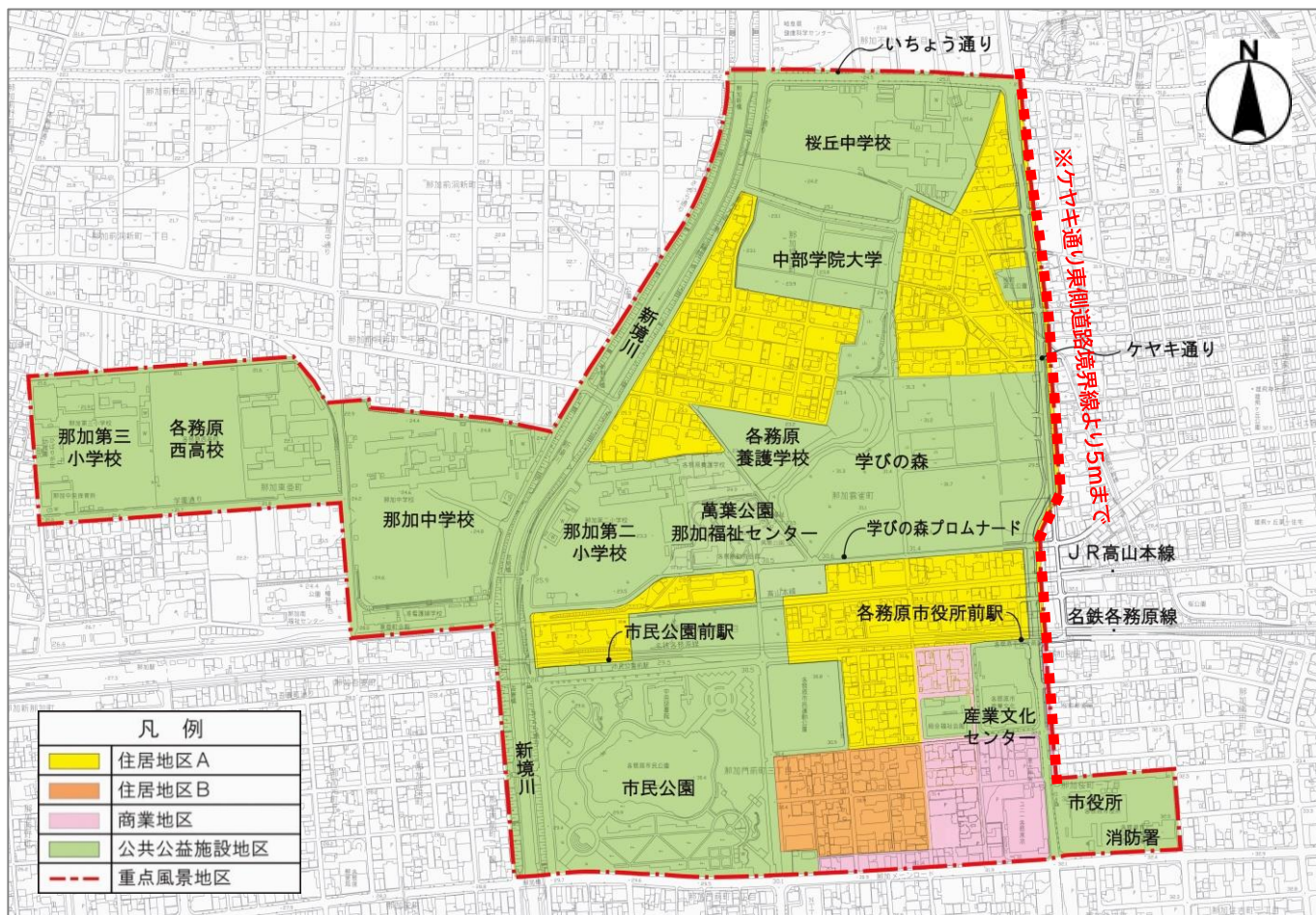
方針

- 市の「まちの顔」の一つとして、市民公園や学びの森を中心にその周辺を緑豊かで魅力あるまち並みの形成を図る。
- 学びの森と市民公園を緑の核として、連たんする学校等の公共施設の緑化、河川や道路の緑の充実、斜面林の保全や民有地の緑化を進め、都心の森を育てる。
- 公共公益施設を整備、改築する場合は、緑豊かな周辺環境と調和する形態、意匠とする。
- 夜間も安心して快適に歩けるよう防犯に配慮したまちづくりを目指す。

重点風景地区の区域

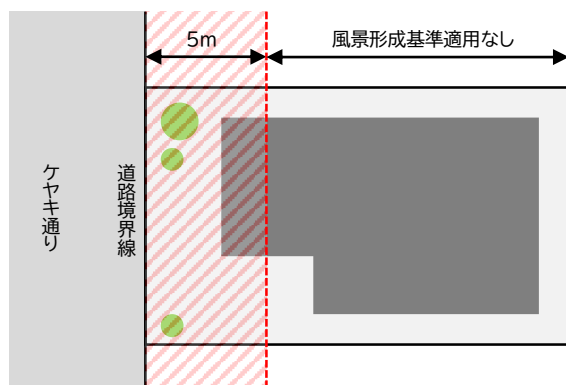
都心ルネサンス地区として指定する区域は、まとまった公共施設と住宅地の分布状況を考慮して下図に示す範囲で指定します。また、対象区域を現況の土地利用状況やまち並みに配慮して「住居地区A」、「住居地区B」、「商業地区」、「公共公益施設地区」の4つの地区に区分して風景形成基準を設定します。

住居地区A	低層住宅地
住居地区B	中高層住宅地
商業地区	都市計画で商業地域の用途指定がされているエリア
公共公益施設地区	市役所、公園、学校などの公共公益施設エリア



※ケヤキ通り沿いの範囲について

東側道路境界線から5mまでを区域とする。
同じ敷地内でも範囲に含まれていない部分については風景形成基準を適用しない。



名鉄各務原線以北部分
住居地区A とする



名鉄各務原線以南部分
公共公益施設地区 とする

風景形成基準

重点風景地区に指定した区域内で、次のような行為をしようとする時は、事前に市へ届け出ていただくとともに、下記に示す風景形成基準に適合するようにして下さい。

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為※その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為
 - (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 木竹の伐採
 - (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更

項 目		住居地区A	住居地区B	公共公益施設地区	商業地区
建築物	高さ (最高限度)	13mとする。	20mとする。	20mとする。 (一部設定無し)	設定なし。 (一部20mとする)
	色彩	外壁と屋根の色彩は、市中心部の緑豊かな周辺環境と調和する低彩度色及び中彩度色とするか、無彩色とする。 <有彩度色の許容範囲> 色 相：0R以上5R未満及び5Y超10Y以下 彩度5未満 色 相：5R以上5Y以下 彩度7未満 色 相：上記以外 彩度2.5未満			
		アクセントカラーとして高彩度色を用いる場合は、外壁面積の5%までの範囲とする。			アクセントカラーとして高彩度色を用いる場合は、外壁面積の10%までの範囲とする。
工作物	垣・柵	垣・柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。 生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロックなどを使用するよう努める。			
	緑化	敷地内ではできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。 市民公園につながる道路沿道及びケヤキ通り沿道は緑化に努める。			
土地の開墾 土地の形質 の変更	緑化	法面は可能な限り緩やかな勾配とし、緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 擁壁は素材、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。			
	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。 やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。			
	環境	敷地内にある良好な樹木、水辺等の自然資源を可能な限り保全し、活用するよう努める。 生態系に配慮する。			
土石の採取 鉱物の掘採	遮蔽	道路等の公共空間から容易に望見できないよう採取、掘採位置及び方法を工夫するよう努める。遮蔽する場合は植栽の実施、木堀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。			
	環境	採取、掘採後は自然植生と調和した緑化を行い、可能な限り自然環境を復元するよう努める。			
木竹の伐採	伐採	大規模な木竹の伐採は可能な限り避けるよう努める。 やむを得ない場合は周辺景観への影響を最小限に留めるよう努める。			
	環境	生態系に配慮する。			
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源、 その他の物件 の堆積	遮蔽	遮蔽する場合は道路等の公共空間から容易に望見できないよう、植栽の実施、木堀の設置等、周辺の景観及びまち並みとの調和に配慮する。			
	高さ	物件を積み上げる場合には、可能な限り低くするとともに、整然かつ威圧感のないように積み上げるよう努める。			
広告物		広告物の素材及び色彩は、市中心部の緑豊かな周辺環境と調和するものとする。 風景形成基準の詳細を参照			

- 各務原市景観計画で規定する大規模な行為の対象となる建築物、工作物及び良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為について、本景観計画で規定する基準に加え、各務原市景観計画で規定する景観形成基準(各務原市色彩ガイドラインを含む)も適用するものとします。
- ここで規定するアクセントカラーは上記色彩の範囲外のものとします。また、高彩度色は各務原市色彩ガイドラインによるものとします。(色相0R～4.9R及び5.1Y～10Y 彩度5以上、色相5R～5Y 彩度7以上、左記以外の色相 彩度2.5以上)
- 届出対象となる工作物は各務原市都市景観条例施行規則の規定による行為です。
- 色彩に関する表示については、日本工業規格Z8721に定められた規格とします。

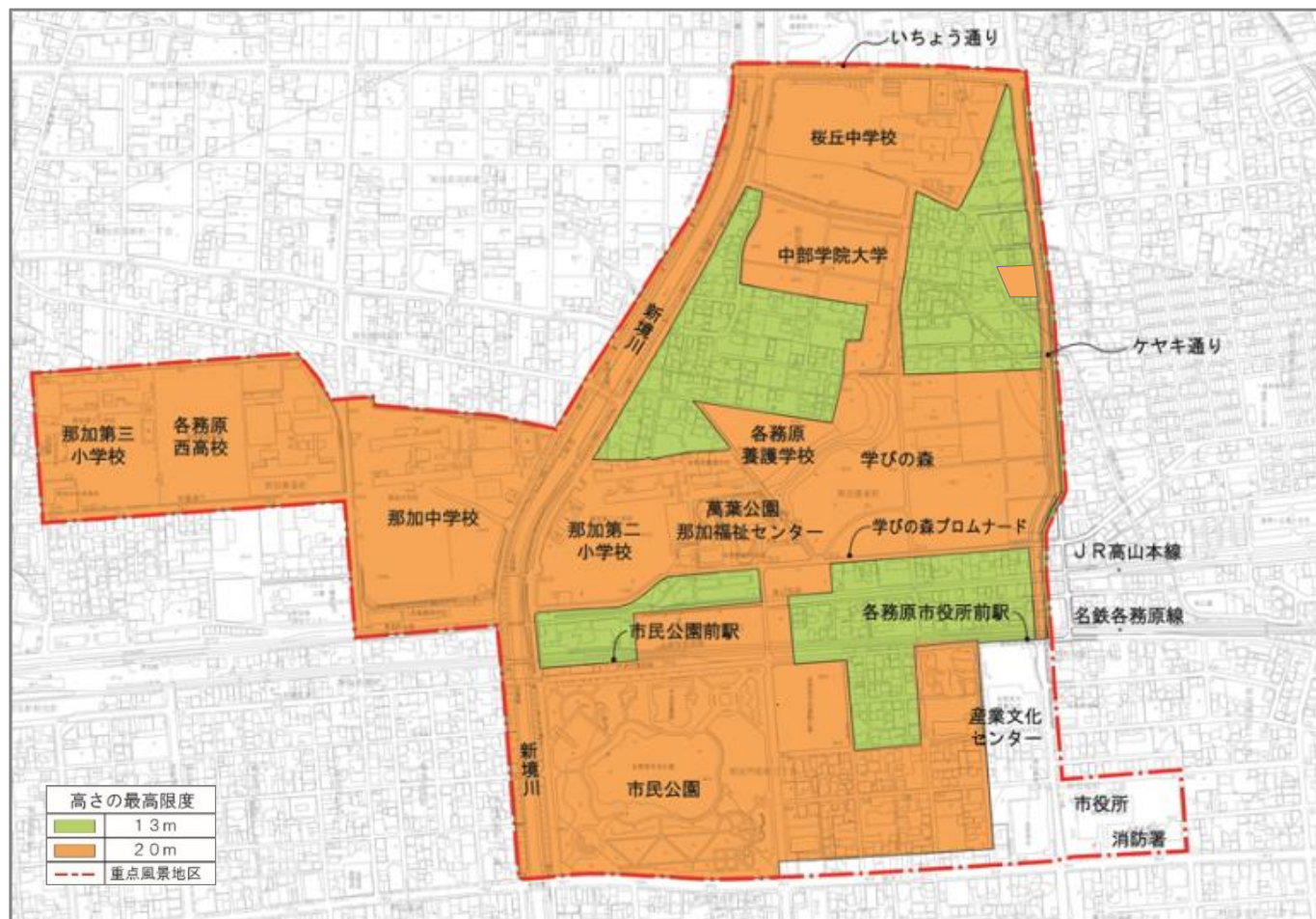
風景形成基準の詳細

風景形成基準の内容について、具体的イメージやおすすめの修景事例を紹介します。

高さ(最高限度)

住居地区A	13m
住居地区B	20m
公共公益施設地区	20m（一部設定無し）
商業地区	設定無し（一部20m）

現在の良好な住環境を維持するため、住居地区内の建物の高さは低く抑えて下さい。

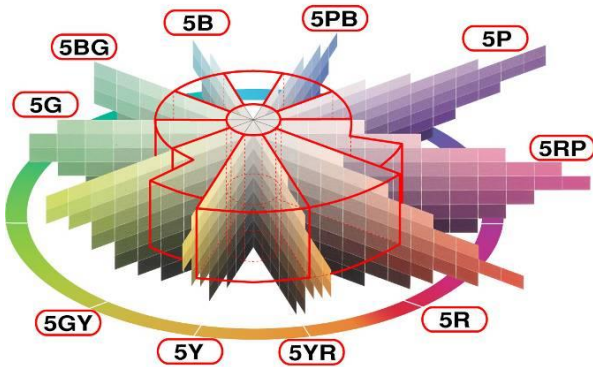


[高さ(最高限度)について]

- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします
- 都市計画法第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なおこれらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。

地区	外壁と屋根の色彩	アクセントカラー
住居地区A	色相:0R以上5R未満及び5Y超10Y以下 彩度:5未満	外壁面積の5%まで
住居地区B	色相:5R以上5Y以下 彩度:7未満	
公共公益施設地区	色相:上記以外 彩度:2.5未満	
商業地区	無彩色	外壁面積の10%まで

外壁と屋根の色彩のイメージ



基調色として使用を避けたい高彩度



【色彩基準について】

- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

垣・柵

垣や柵を設ける場合は、生垣とするよう努める。
生垣以外とする場合は、落ち着いた色合いの低彩度色の柵、化粧ブロック塀などを使用するよう努める。

緑の多いまち並みとするため、生垣を用いるように努めて下さい。



緑化

敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、適切な樹木の維持管理に努める。
市民公園につながる道路沿道及びケヤキ通り沿道は緑化に努める。

緑の多いまち並みとするため、宅地内の緑のボリュームを増やすように努めて下さい。
敷地が広い場合は、高木植栽に努めて下さい。



広告物

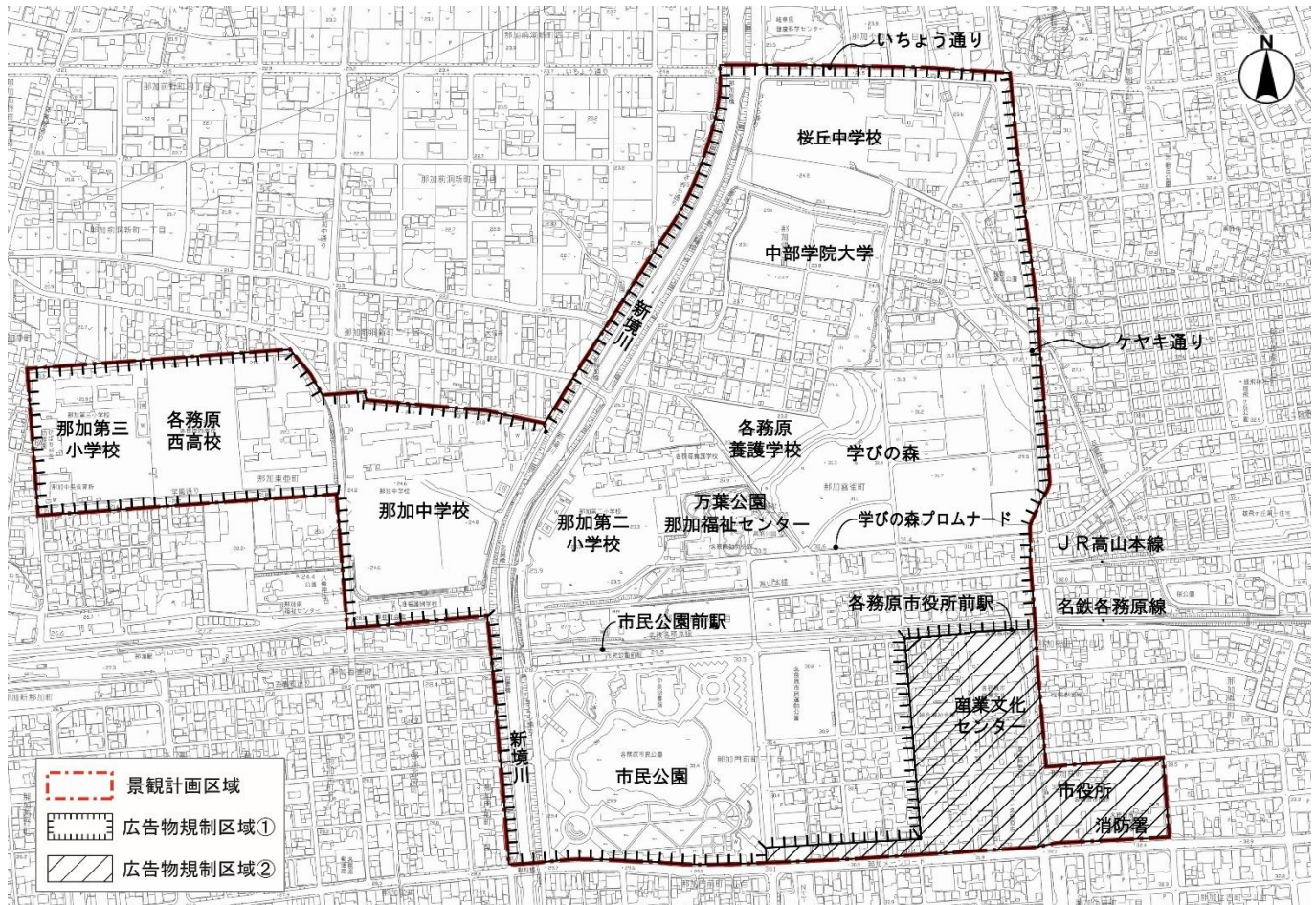
※詳細については「屋外広告物の掲出に必要な許可手続きについて」を参照。

広告物の素材及び色彩は、市中心部の緑豊かな周辺環境と調和するものとする。

区域	自家用広告物				案内用 広告物
	屋上	壁面	突出	その他	
広告物 規制区域①	禁止	各務原市屋外広告物条例に準ずる		表示面積は 一つの事業所で 合計10㎡以下	禁止
広告物 規制区域②	個数 ・1つの建築物につき1個 表示面積 ・20㎡以下 高さ ・地表から広告物掲出箇 所までの高さの2/3以下	表示面積 ・1個30㎡以下 ・同一壁面に掲出される 表示面積の合計がその同 一壁面面積の1/2以下	個数 ・1壁面につき1個 表示面積 ・1個20㎡以下 下端の高さ 【歩道上】地表から2.5m以上 【車道上】地表から4.7m以上 道路上への出幅 ・1m以下	各務原市 屋外広告物 条例に準ずる	各務原市 屋外広告物 条例に準ずる

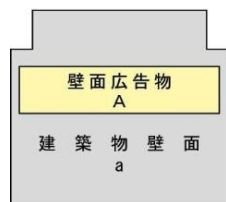
※上記以外の基準は、各務原市屋外広告物条例に準ずる。

広告物規制区域図



広告物は設置状況によっては自然景観やまち並み景観を阻害する要因になります。緑豊かな周辺環境との調和を十分に配慮して下さい。

壁面広告物



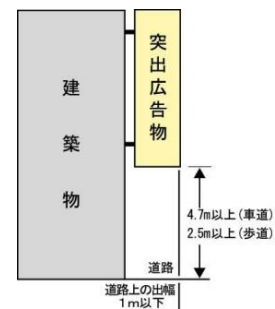
$$A \leq a \times 1/2 \text{ かつ } 30\text{m以下}$$

屋上広告物



$$H \leq h \times 2/3 \text{ かつ } 20\text{m以下}$$

突出広告物



$$\text{上記かつ } 20\text{m以下}$$

【特例措置】

- 用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、特例措置として本景観計画における良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。この場合、あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 都市計画法(昭和43年 法律第100号)第29条各項に掲げる開発行為の許可を受けて行うもの及び土地収用法(昭和26年 法律第219号)第3条各号に掲げる事業の行為地は、本景観計画における高さの最高限度の対象外とします。なお、これらの行為地の最高限度については市長と協議の上、別に定めるものとします。
- 本景観計画の施行時に既にある建築物の高さが本景観計画で定める高さの最高限度を超えているものは、既存の高さまでの範囲において同一用途の建替えが可能です。ただし、既存の建築物と同階数での同一用途の建替えの場合に限り、やむを得ない理由がある場合は、既存の高さより若干の超過を認めるものとします。なお、建築物の高さは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定によるものとします。
- 本景観計画の施行時に既存のものや既に着手している建築物、工作物、良好な景観の形成に支障をおよぼす恐れのある行為については、本景観計画で定める良好な景観の形成のための行為の制限の対象外とします。
- 良好な景観の形成に特に配慮しているものやランドマーク的なもの、既存の建築物等と一体的な色彩とすることが望まれるようなものなどは本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とすることも可能ですが、この場合あらかじめ各務原市景観アドバイザー又は各務原市景観審議会の同意を得なければなりません。
- 木材、石などの自然素材、ガラスや金属などの素材色を活かした色彩計画とする場合は、本景観計画の風景形成基準における色彩基準の対象外とします。

重点風景地区及び景観地区における風景形成基準について、運用方針を下記のとおり定める。

(1) 屋根について

■「勾配屋根を原則とする」について

1. 勾配は、**10分の2以上**、かつ、**10分の6.5以下**とする。
2. 勾配屋根部分の水平投影面積が、当該建築物の建築面積の**50%以上**あれば勾配屋根建物とみなす。(但し、**中山道鵜沼宿地区は除く。**)
3. パラペットの立ち上げは**不可**とする。
4. 主である建物とは別棟の床面積の合計が**50㎡以下**の倉庫、納屋、車庫等(※附属建物)は勾配屋根の対象外であるが、勾配屋根が望ましい。

■ 屋根の葺き替えのみについて

屋根部分の2分の1を超える部分を変更する場合は、届出対象とする。(ただし、中山道鵜沼宿地区は**10㎡を超えれば届出対象**)

■ 屋根に設置する太陽光発電用パネルについて

【中山道鵜沼宿地区について】

地区内の太陽光発電用パネルの設置可能。ただし、中山道に面している屋根については瓦一体型の太陽光パネルのみ設置可能とする。

【中山道鵜沼宿地区以外について】

太陽光発電用パネル設置可能。

(2) 色彩について

■ 外壁の色彩について

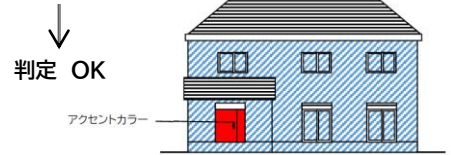
1. 外壁とは、立面図上にあらわれる屋根以外の部分をいう。(外部建具(サッシ・玄関扉等)・戸箱・格子・シャッターボックス・手摺・塀等を含む。)
 2. アクセントカラーとして「外壁面積の5%、10%まで」というのは、**各面ごと**に対しての割合とする。
 3. 色彩基準以外の色は、**アクセントカラー**とする。
 4. 壁面広告は、色彩基準の**対象**とする。(別途屋外広告物の面積基準あり)
 5. タイルやサイディング等の製品が、**複数の色彩**で着色されたものは、**平均的な色彩**で判断する。
 6. 重点風景区域内の大規模行為は重点風景区域の行為届出書で届出て、図面に**色彩割合**(ベースカラー:アソートカラー:アクセントカラー)も明記してください。
- ※ アクセントカラーがある場合は以下のように届出図面に算定根拠を示してください。
- ※ 外壁面積は「見付面積」で計算してください。
- ※ 庇は屋根と扱いますので、外壁面積には算入しないでください。
- ※ 基礎、サッシ、窓、バルコニー、笠木等は外壁面積に算入しません。

<記載例>

算定根拠 外壁面積 (■ + ■) = (計算式) = A ㎡

アクセントカラー部分の面積 ■ = (計算式) = B ㎡

$B / A = \bigcirc \% \leq 5\%$ (アクセントカラーの上限が5%の場合)



■ 屋根の色彩について

- 1) 煙突等・破風・鼻隠し・軒樋・庇は屋根として扱うものとする。→屋根の基準
- 2) パラペットなどで外部から見えない屋根であっても、色彩の対象とする。
- 3) 軒裏は立面図で表現される場合は審査の**対象**とする。

■ 無彩色の表示について

無彩色の場合も、マンセル値で表示するものとする。

(3) 壁面後退について

■ 壁面後退の緩和について

建築基準法施行令第135条の22の「外壁後退距離に対する制限の緩和」と同じとする。

(4) 緑化について

■ 樹木について

1. シンボルツリーとは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが4.0m 以上になる樹木をいう。
2. 低木とは、植栽時の高さが1.5m 未満、かつ、成木時の高さが3.0m 未満になる樹木をいう。
3. 中木とは、植栽時の高さが1.5m 以上、かつ、成木時の高さが3.0m 以上になる樹木をいう。
4. 高木とは、植栽時の高さが3.0m 以上、かつ、成木時の高さが5.0m 以上になる樹木をいう。
5. 地被植物とは、芝、リュウノヒゲ、シダ等の植物をいう。

(5) 届出行為の適用除外について

良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として、下記、**仮設建築物は届出不要**とする。

また、重点風景地区及び景観地区の規制は**適用しない**。

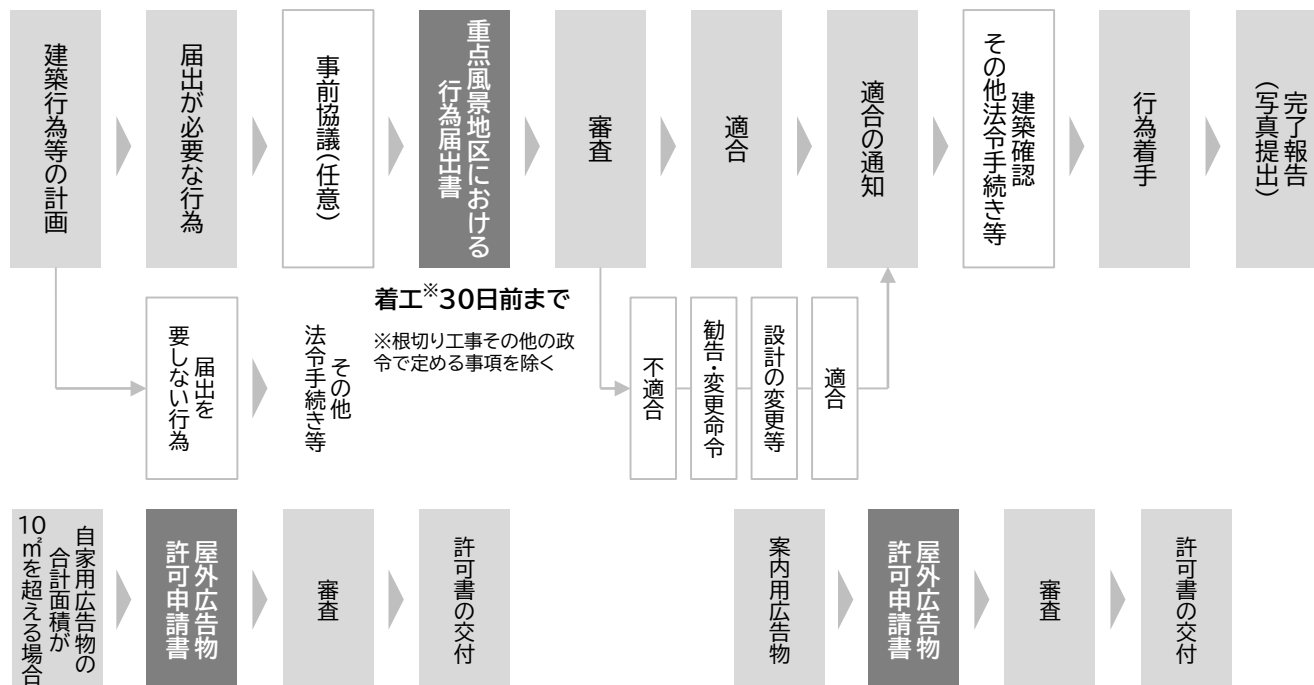
1. 工事、祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の建築物で、工事等の期間中に限り存続するもの。
2. 建築基準法第85条第5項に規定する仮設興行場、博覧会建築物、仮設店舗その他これらに類する建築物で、存続する期間が1年以内のもの。

行為の届出

届出の対象となる行為

1. 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
2. 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
3. 開発行為その他政令で定める行為
4. 良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為

届出の流れ



届出の適用除外となる行為

景観法第16条第7項各号の規定により、届出の適用除外となる行為があります。届出の適用除外となる行為は以下のとおりです。

- 景観法に規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第1号～第10号）
- 景観法に基づき条例で規定する届出の適用除外となる行為（景観法第16条第7項第11号に基づき各務原市都市景観条例で規定）

特定届出対象行為

景観法第17条第1項の規定により、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為を定めます。特定届出対象行為は以下のとおりです。

- 建築物の建築等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）
- 工作物の建設等で、形態意匠、色彩の制限に関する事項（景観法第17条第1項に基づき各務原市都市景観条例で規定）

備考

- 景観法第16条第1項の規定に基づく届出は、各務原市都市景観条例施行規則で定める様式に必要な事項を記入し、正副2部を市へ提出してください。なお景観法第16条第5項の規定に基づく通知は1部提出とします。届け出た内容を変更するときも同様です。
- 届出書及び通知書には各務原市都市景観条例施行規則の別表に掲げる行為の区分に応じて必要な図書を添付してください。
- 規則の別表に掲げる図書のほか、必要と認める図書の添付を求めています。
- 行為の規模が大きいため、規則の別表に掲げる縮尺の図書では適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に替えることができます。
- 届出を提出した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事、その他政令で定める工事に係るものは除きます。）に着手できません。（景観法第18条第1項）
- 届出内容に対して、必要に応じて勧告及び変更命令を行う場合があります。（景観法第16条第3項・景観法第17条第1項・第2項）
- 特定届出対象行為については、30日以内に回答できない合理的な理由があるときは、その理由を通知するとともに90日を超えない範囲まで延長することがありますので、なるべく事前協議を行うようにしてください。（景観法第17条第4項）
- 各務原市土地開発事業の調整に関する要綱第3条（適用範囲）に掲げる事項に該当する行為については、景観アドバイザー審査やパブリックコメントを受け付ける期間を設ける場合がありますので、事前にご相談ください。
- その他、行為の届出に関する事項は景観法及び各務原市都市景観条例の規定により行ってください。なお、行為の届出に関する事項は法や条例改正等により変更される場合があります。届出を行う際に施行されている法、条例等に従って行ってください。（景観法第2章第2節「行為の規制等」参照）（各務原市都市景観条例「第2章 景観計画」参照）

お問い合わせ

各務原市 都市建設部 建築指導課
〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
TEL:058-383-7218(直通) FAX:058-383-6365 E-mail:keikan@city.kakamigahara.gifu.jp
市ウェブサイト: <http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>